

# 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)－①の認定事務取扱要領

## 1 法第2条第5項第5号(イ)－①の申請者で提出できる中小企業者

鷹栖町内の中小企業者(法人の場合は「本店登記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」が必要です。)で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣の指定を受けた業種(以下、「指定業種」(注1)という。)に属する事業のみを行っている、又は、兼業者(注2)であって、行っている事業が全て指定業種に属するもの。

注1)「指定業種」は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定業種指定について」によるものとし、業種の定義については「日本標準産業分類」をご参考ください。

注2)兼業者とは、日本標準産業分類・細分類が異なる複数の業種を営む中小企業者をいいます。

## 2 認定基準について

最近3カ月間(注3)の売上高又は販売数量(注4)(建設業の場合は、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等(注4)」という。)が、前年同期の売上高に比して10%以上減少していること。

ただし、平成23年4月1日から平成28年3月31日までに認定申請を行う場合は、「最近3カ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とします。

注3)「最近3カ月間」は、申請日から6カ月以内(申請月を除く)の連続する3カ月間とします。

例)平成27年7月に申請する場合には、「平成27年1月～27年6月のうち連続する3カ月間(1・2・3月、2・3・4月、3・4・5月、4・5・6月)」と「平成26年の同じ連続する3カ月間」との比較で認定基準を満たすことが必要です。

注4)販売数量は、単価が同一である単一製品を扱う中小企業者のみが利用できます。

## 3 認定申請手続について

- (1)中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ)(様式第5-イ-①)に必要な事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

### ※提出書類

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ)－① 2通
- ②現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合) 1通
- ③直近の決算書(法人)、確定申告書(個人事業者)の写し 2期分
- ④許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合)1通
- ⑤最近3か月(各月)及び前年同期の各月売上高の実績と見込み額が確認できる資料(試算表、総勘定元帳、売上帳など)の写し 各1通(2期分)

※見込み額については軽易な表を作成すること

※資料には、住所、商号、代表者名(個人事業にあつては個人名)を記載のうえ、代表者印を押印のこと

- (2)①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします(残りの1通は鷹栖町の控えとなります)。なお認定事務は当日の窓口の状況により、後日交付になる場合があります。

- (3)認定書は、有効期間内(30日間)に信用保証協会に提出してください。

### 【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係

所在地； 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話； 0166-87-2111(内線257) F A X； 0166-87-2850

認定権者記載欄


様式第5-(イ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-①)

平成 年 月 日

鷹栖町長 谷 寿男 殿

申請者  
住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、\_\_\_\_\_ (注2) が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)


※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

$$\frac{B - A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

A : 申込時点における最近3か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円 (注3)

B : Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円 (注3)

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

平成 年 月 日

鷹商第 \_\_\_\_\_ 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

鷹栖町長 谷 寿男 ㊟